

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○大規模小売店舗の変更の届出に関する 意見の概要 (経営支援課)	1
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	2

告 示

高知県告示第23号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月24日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により須崎市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年11月高知県告示第368号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ須崎店
須崎市神田字下切2496-1ほか
- 意見の概要
特になし

高知県告示第24号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和5年1月24日

高知県知事 濱田 省司

- 起業者の名称
安芸市
- 事業の種類
安芸市伊尾木避難場所整備事業
- 起業地
(1) 収用の部分
安芸市伊尾木字宮ノ西地内
(2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

令和4年11月15日に安芸市から申請があった安芸市伊尾木避難場所整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、安芸市が南海トラフ巨大地震による津波避難者を対象とした緊急避難場所を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である安芸市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業において整備する津波避難場所は、安芸市伊尾木地区の中心部に位置し、北側は小川川、西側は二級河川伊尾木川、東側は安芸郡安田町、南側は土佐湾に広がる、伊尾木地区の一部（以下「当該地区」という。）における南海トラフ地震による津波避難者を対象とした緊急避難場所として整備するものである。

本県において甚大な被害が想定される南海トラフ地震は、今後30年以内に70パーセントから80パーセント程度の確率で発生すると予測されているが、平成24年8月29日に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に高知県が公表した高知県版第2弾の津波浸水予測によると、安芸市の海岸沿いの地域では、全ての地域において大規模な浸水が予測されている。当該地区においては、最大クラスの津波の場合、津波到達時間は20分から30分、浸水深は5.0メートルから10.0メートルが想定されている。

当該地区の人口は、598人（令和4年7月末現在の住民基本台帳による。）であり、津波浸水予想区域外の高台居住者40人を差し引いた558人が津波浸水予想区域内に居住している。この558人に地震発生時における津波浸水予想区域内の事業所従業員163人及び土佐くろしお鉄道ごめんなはり線ピーク時の利用者90人を加えた811人の避難を想定した津波避難対策緊急事業計画（令和4年

3月改訂）を作成し、令和4年3月24日付けで内閣総理大臣から、本件事業に係る津波避難対策緊急事業計画として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく同意を得ている。

当該地区は、後背地の高台に存する安芸市立伊尾木保育所が指定避難所兼指定緊急避難場所であることから、これまで津波から避難するための安全な避難路の整備を行ってきたが、同保育所の収容可能人数が187人であることから、不足する624人分の緊急避難場所を早急に整備することが課題であった。

本件事業は、地区住民による話し合いを基に、高台にある既存の指定避難所兼指定緊急避難場所である安芸市立伊尾木保育所の活用が可能となる場所を選定した結果、起業地は、国道55号の北側で当該地区の北側高台の伊尾木岡ノ西地区の南海トラフ巨大地震の津波浸水予想区域外にある田及び畑とした。

なお、本件事業は、露天の緊急避難場所を整備するもので、風雨にはテントで対処する一時的な避難場所とすることを想定している。

本件事業は、前述のとおり、南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性の高い地区に、住民の命を守ることを第一に考え、津波発災時に避難する場所を整備するものである。当該地区は、高齢化率が高く、災害弱者である高齢者が多く居住しており、また、障害がある等の理由により、避難に時間を要する避難行動要支援者も安全に避難させなくてはならないものである。

本件事業を施行することにより、避難行動要支援者等を優先的に避難させる場所の確保ができ、住民が安心して生活することができるようになるものである。今後も予測される高齢者の増加等、災害弱者の安全確保においても有効なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、津波避難施設という性質上、普段使用されることはなく、大気汚染、騒音、振動等を生じる施設でもないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

希少野生動植物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより、起業者が特に保護を図る必要

があると認められる11種及び「高知県レッドリスト（動物編）2017改訂版」に掲載されている動物は確認されておらず、「高知県レッドリスト（植物編）2020年改訂版」に掲載されている絶滅危惧Ⅱ類（VU）の「ホウライシダ」及び準絶滅危惧（NT）の「ウンヌケモドキ」の生育の可能性がある地区に該当するものの、現地調査の結果、生育は確認されなかった。

また、文化財保護法（昭和25年法律第215号）による周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しないことを確認している。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地として、当該地区の避難目標拠点である安芸市立伊尾木保育所付近にあり、圃場整備区域を除く地区で、避難距離等の避難条件が良く、道路に面した場所が最も好ましいため、当該地区の土地利用状況及び経済的な面から3箇所候補地を挙げて比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、緊急避難施設として必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、伊尾木地区の一部では、緊急避難場所が不足しているため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害等の危険性が高い状況であり、緊急避難場所の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 安芸市役所

高知県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年1月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市古尾字ゴビ ヨウ1502番17から 四万十市古尾字ゴビ ヨウ267番2まで	前	3.0 }	137
	後	3.2 }	131
		23.2	